

労働政策フォーラム

平成30年5月29日

# 女性活躍と男性の家庭生活 —育児からみた働き方の課題—

---

(独) 労働政策研究・研修機構

主任研究員 池田心豪

# 問題

1986年の男女雇用機会均等法施行から30年、  
1992年の育児休業法施行から25年を経た  
現在の仕事と家庭の両立支援の課題とは？  
→女性のキャリア継続は？  
男性の家庭生活は？

# 内容

- I 最近の仕事と家庭の両立支援政策
- II 妻の就業と夫の育児関与
- III 男性の働き方と育児役割

# ポイント

- ① 仕事と家庭の両立支援の中でも、女性の育児については就業継続支援の観点から制度が整いつつある。だが、男性の育児支援については依然として課題が多い。
- ② 男性の育児関与は妻の就業と関連しており、特に妻がフルタイム就業の場合、夫の育児関与度は相対的に高い。
- ③ 長時間労働は男性の育児参加の阻害要因であるが、より深く男性が育児に関わるためには性別分業的な仕事の役割を改めることも重要。

# I 最近の仕事と家庭の両立支援政策

## ○2017年施行改正育児・介護休業法

- 女性の就業継続の観点から育児休業制度を改定
- 介護離職防止のために仕事と介護の両立支援制度を大幅に改定

## ○2018年厚生労働省報告書

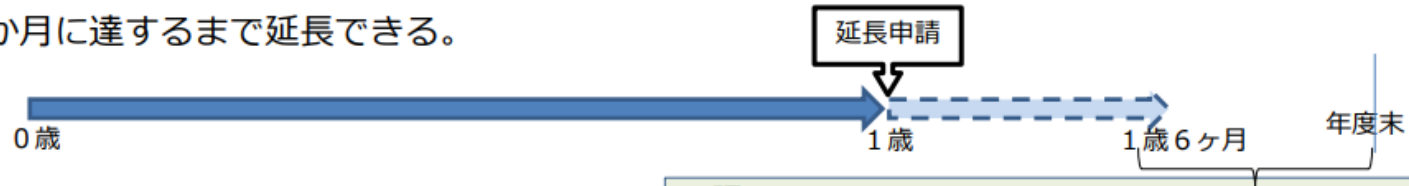
男性の育児休業と育児への関わり方について議論

# 2017年10月施行改正法の概要

## (1) 育児休業の再延長(最長2歳まで)

### 改正前の内容・課題

- 育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。

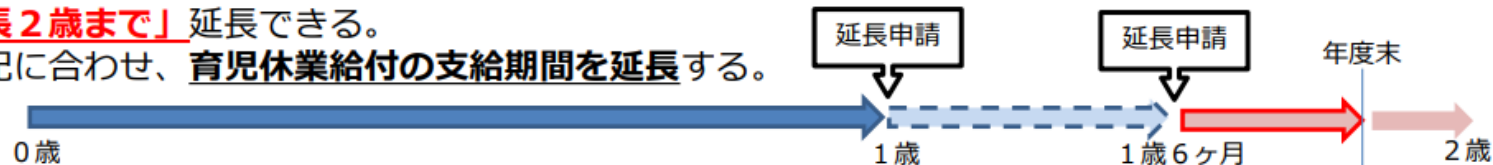


#### <課題>

保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となる。

### 改正の内容

- 保育所に入れない等の理由で、やむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。
- 上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。



## (2) その他の改正内容

### 育児休業制度等の個別周知

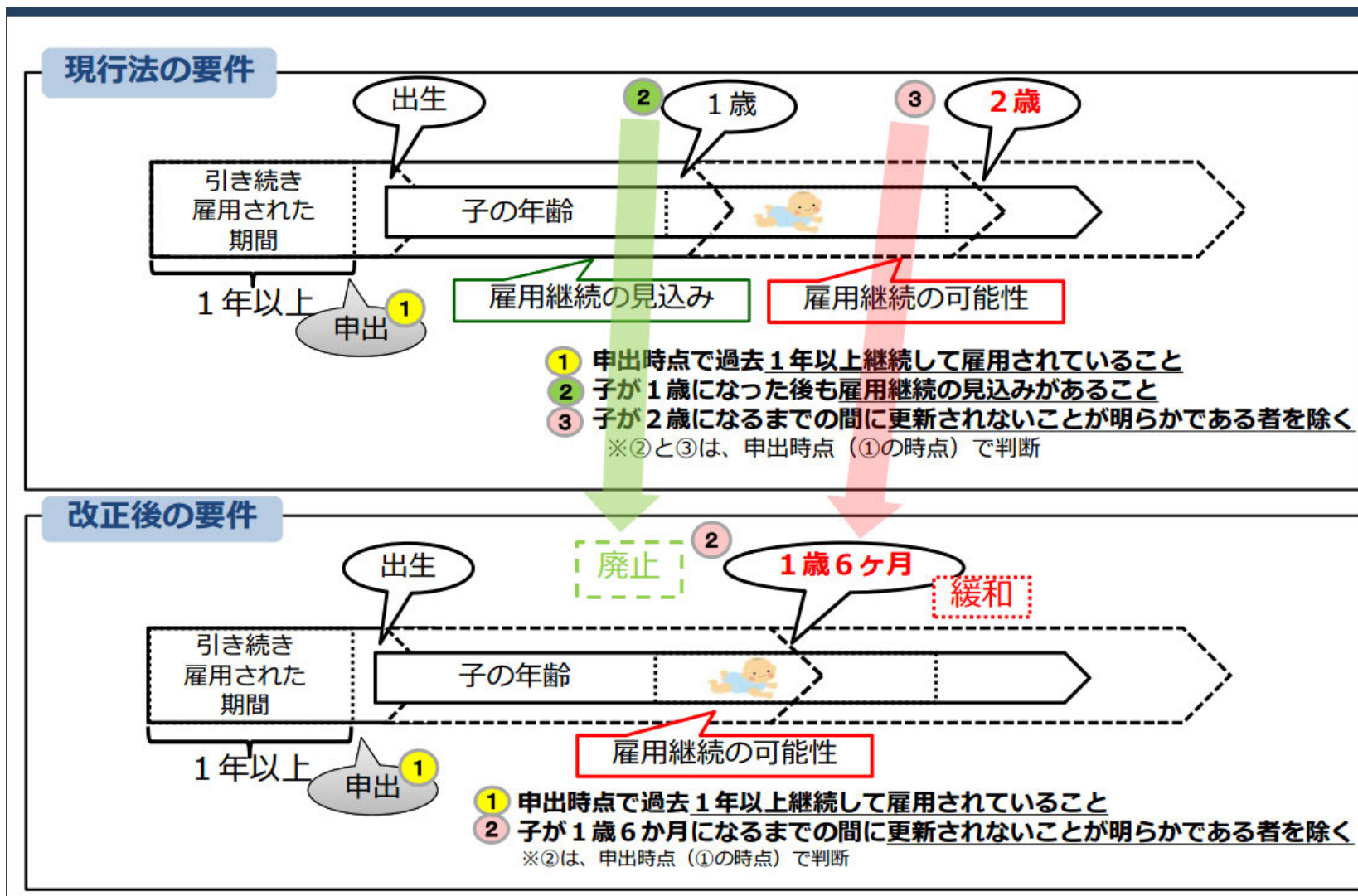
- 事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業に関する定め周知に努めることを規定。

### 育児目的休暇の新設

- 事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けることに努めることを義務付ける。

# 2017年1月施行改正法の概要①

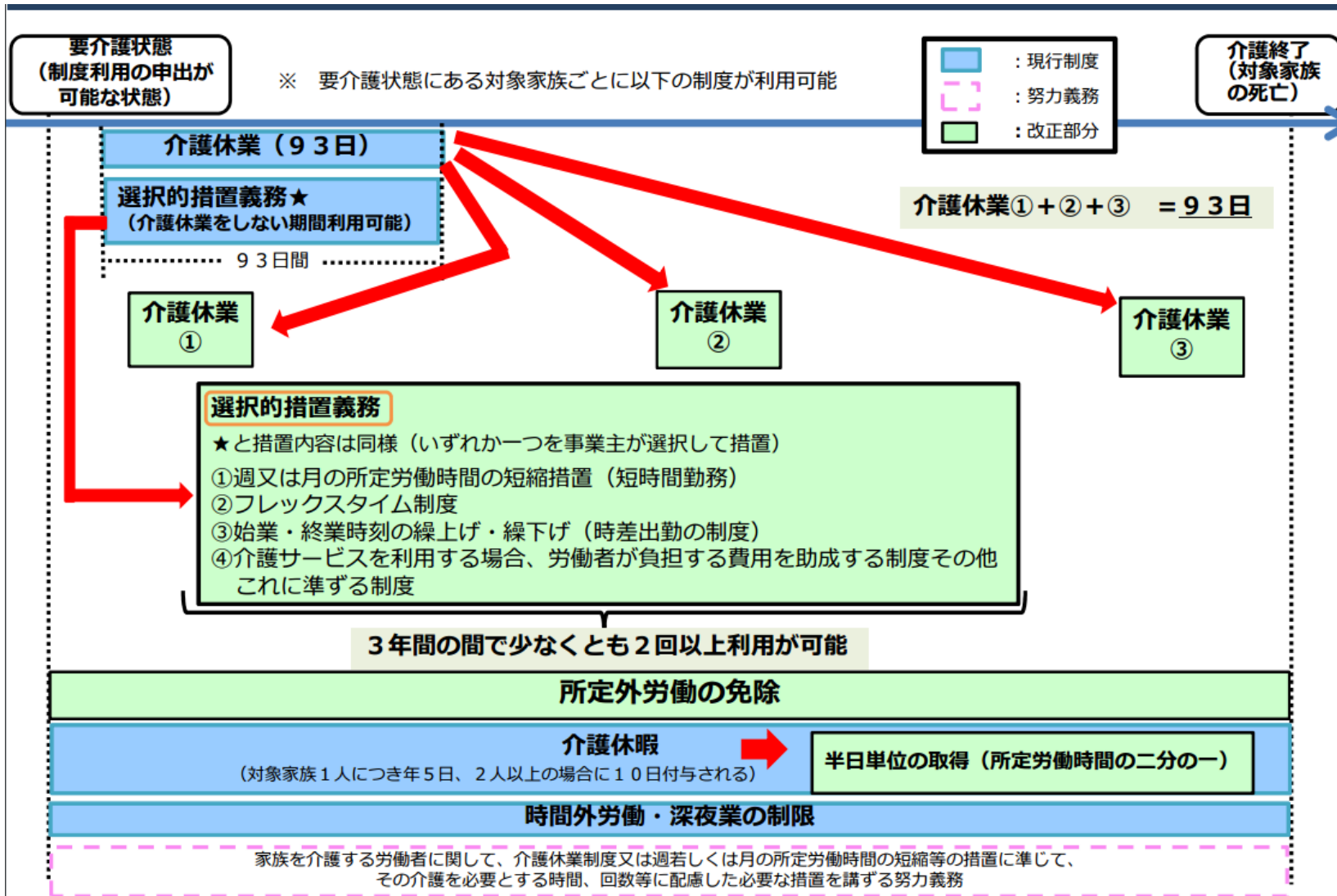
## 有期契約労働者の育児休業取得要件の見直し





# 2017年1月施行改正法の概要②

## 仕事と介護の両立支援制度の見直し





- 女性の就業が進む中、依然として育児負担が女性に偏っている現状等を踏まえ、特に、**男性による育児の促進を中心とした仕事と家庭の両立方策**について検討。

## 1. 仕事と育児の両立支援に係る現状と課題

- 働く女性は年々増加。出産前後の継続就業率も上昇（前回調査40.4%→最新調査53.1%）。特に正規職員について、育児休業の利用が増加し、継続就業率も上昇（前回調査56.5%→最新調査69.1%）。
- 一方、仕事と育児の両立の困難さを理由に退職する女性がまだ一定数存在。
- 男性による家事・育児が進んでいない。
  - 育児休業取得率3.16%（その他の休暇（年次有給休暇を含む）の利用により育児を行う男性は47.6%）
  - 共働き家庭、専業主婦家庭に限らず、約8割の男性が家事を行っておらず、また、約7割の男性が、育児を行っていない。
- 企業による男性の育児促進の取組も十分には進んでいない。
  - 男性の育児促進のための取組について、両立支援に積極的・先進的な企業もある一方、85.2%の企業が特に実施をしていない。



## 2. 男女がともに育児をする社会にするための基本的考え方

- ① **育児に関わる男性の増加**
  - 共働き家庭において、働く上での育児による制約を女性のみが背負わないよう、また、専業主婦家庭において女性が育児の悩み等を1人で抱え込むこととならないよう、育児に関わる男性を増やす必要。
- ② **男性の育児への関わり方の改善**
  - 既に育児に関わっている男性について、更なる関わり方の改善や、育児休業期間中のみならず、子育て期間を通して育児への関わりを進める必要。
- ③ **女性のキャリア形成のための対策**
  - 女性自身のキャリア形成に対する意識向上や、企業において男性労働者への両立支援が女性の活躍、継続就業につながるとの意識が醸成されるように取り組む必要。

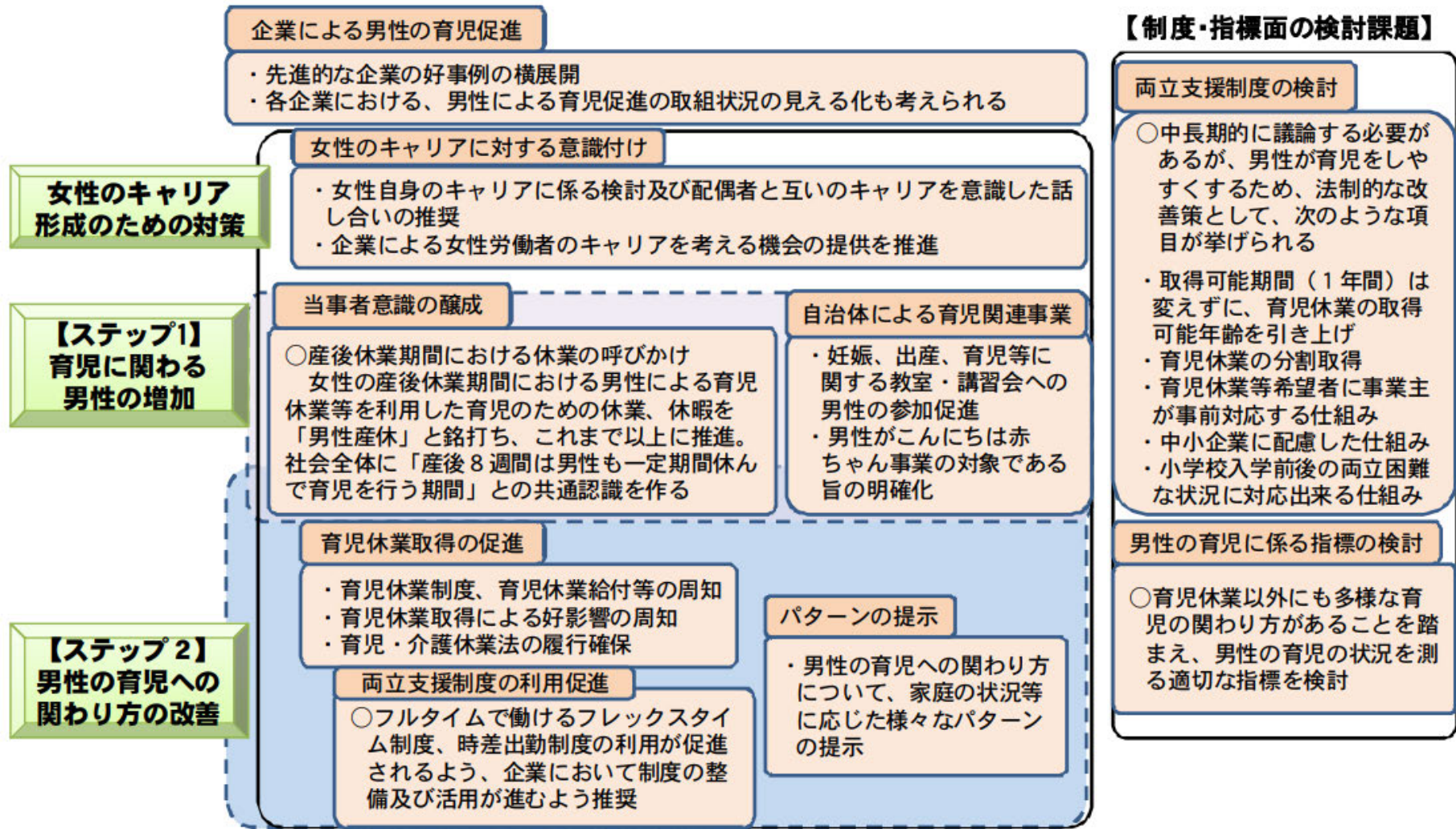


男女がともに育児をし、女性が輝ける社会を実現。

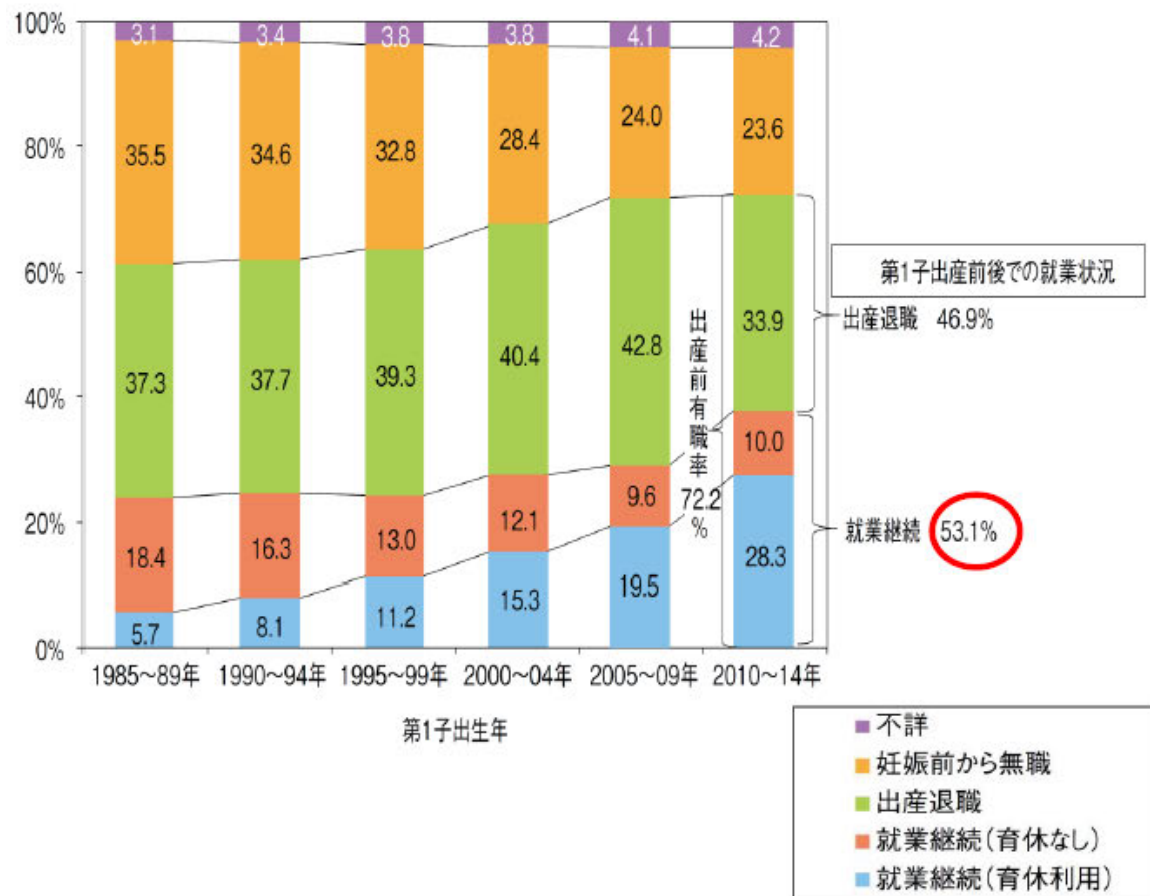


### 3. 男女がともに育児をする社会にするための具体的な対応方針

**◎働き方・休み方改革の推進、企業風土の改善、労働者の意識改革、社会全体の育児に対する意識改革**  
 男女がともに育児をする社会にするための前提として、働き方改革による長時間労働の是正及び「休む」意識の浸透が重要。企業において、働き方を見直して長時間労働が是正され、メリハリのある働き方と併せて「休む」意識が醸成されれば、様々な理由での休暇取得が進むこととなり、男女とも育児を理由として休みやすくなると考えられる。

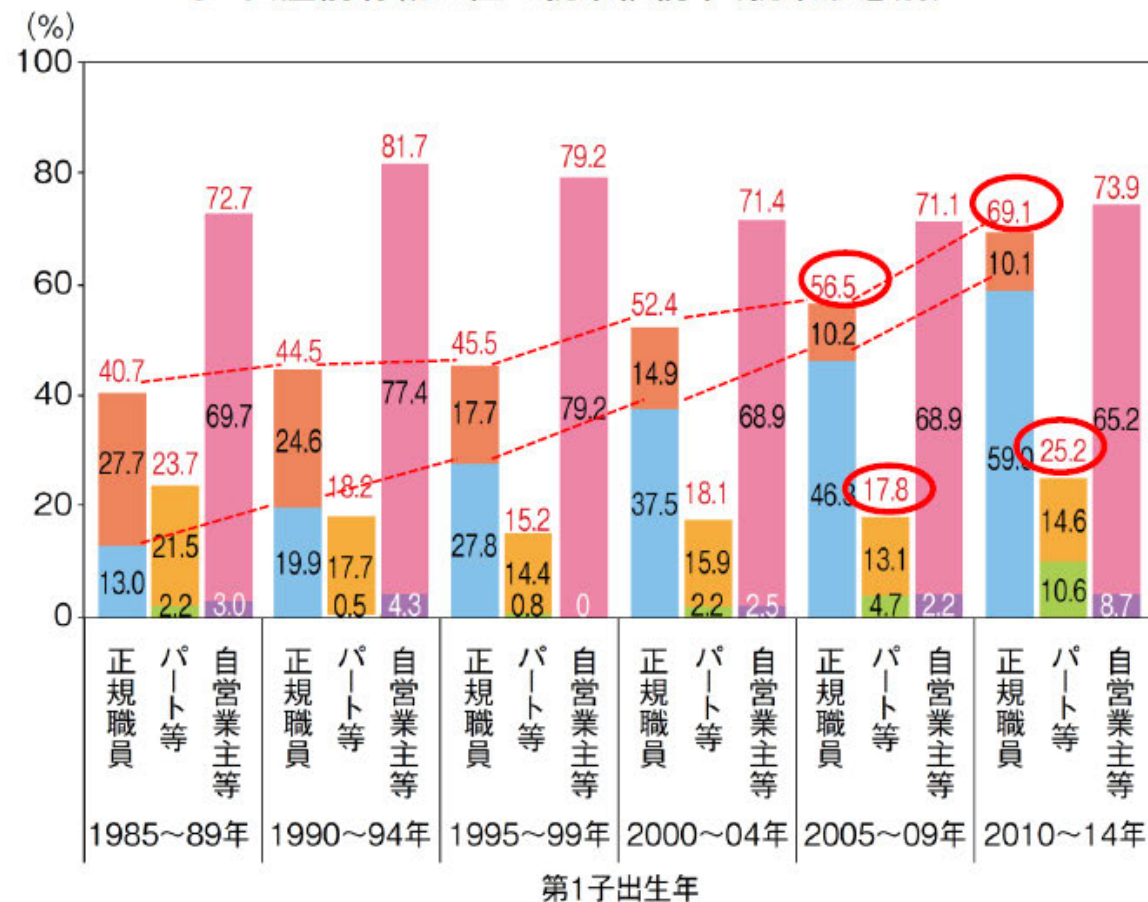


○ 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化

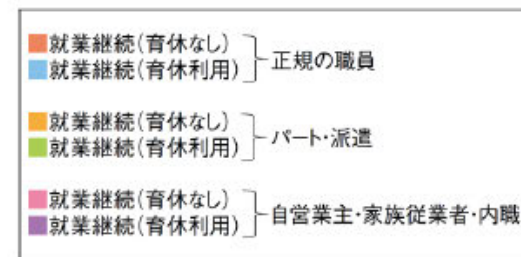


※ 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(平成27年)より作成。  
 ※ 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。  
 ※ 就業継続率は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出。

○ 出産前有職女性の就業継続率(就業形態別)



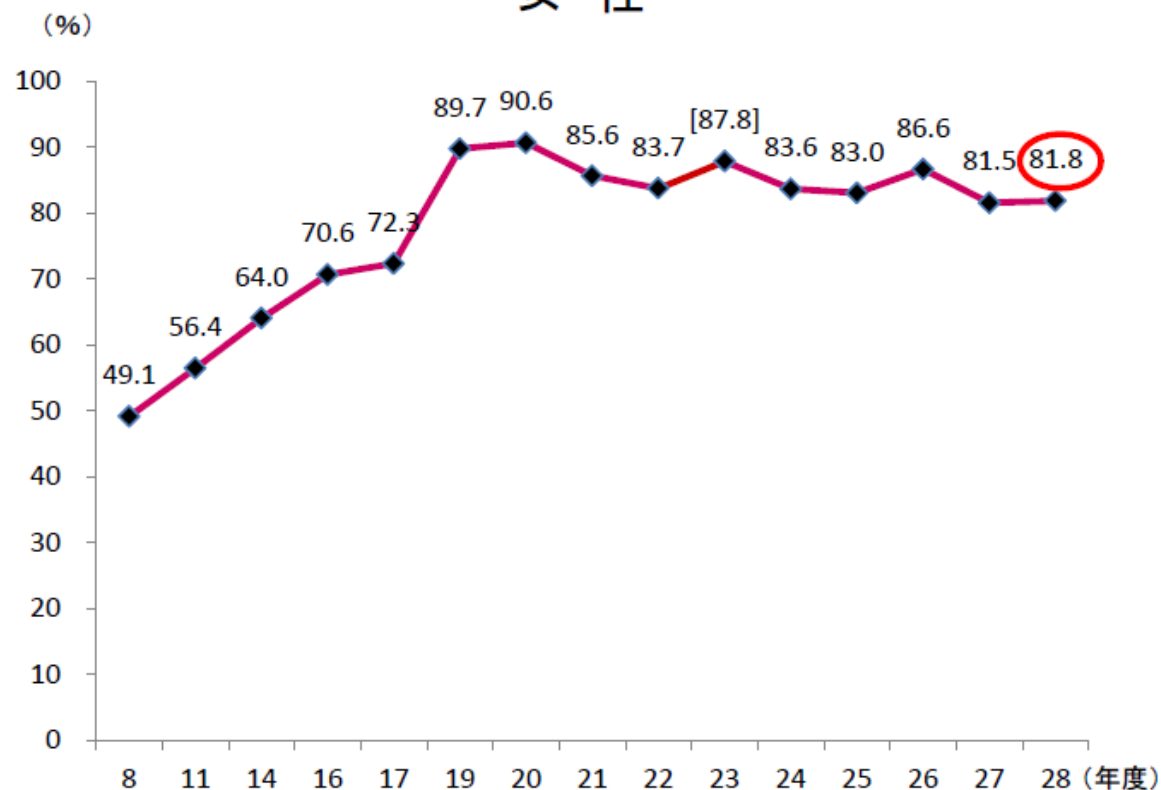
※国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(平成27年)より作成。  
 ※第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。



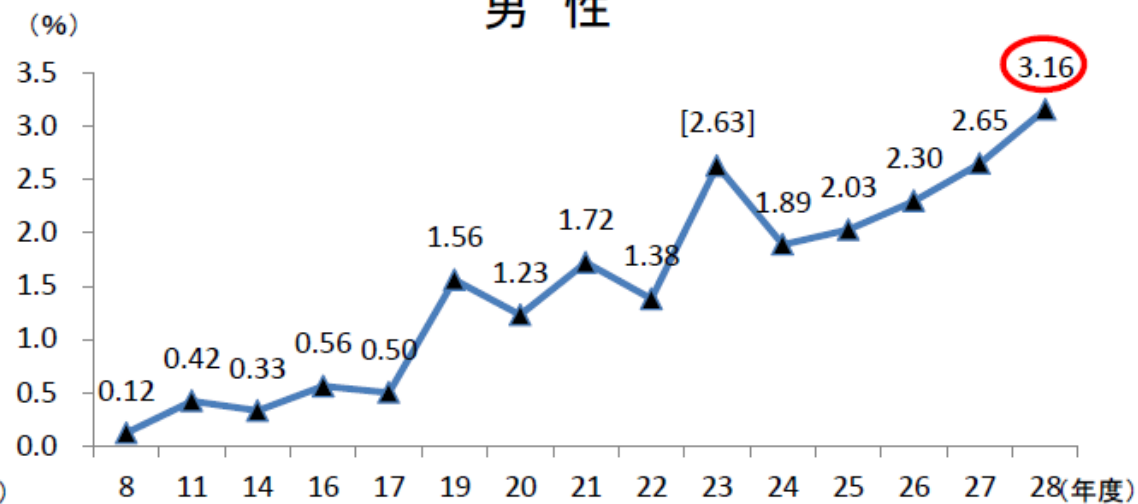


# 男女の育児休業取得率の推移

女性



男性

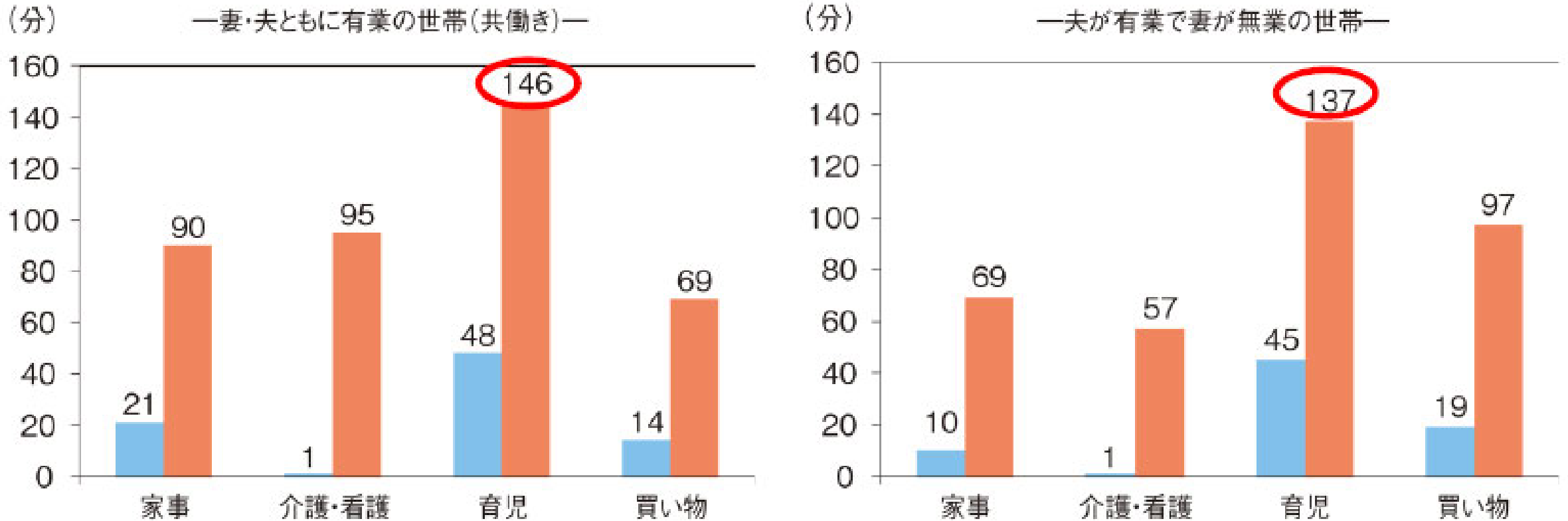


育児休業取得率 =  $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数}}{\text{調査前年度1年間(※)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

(※) 平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間。

注) 平成23年度の[ ]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

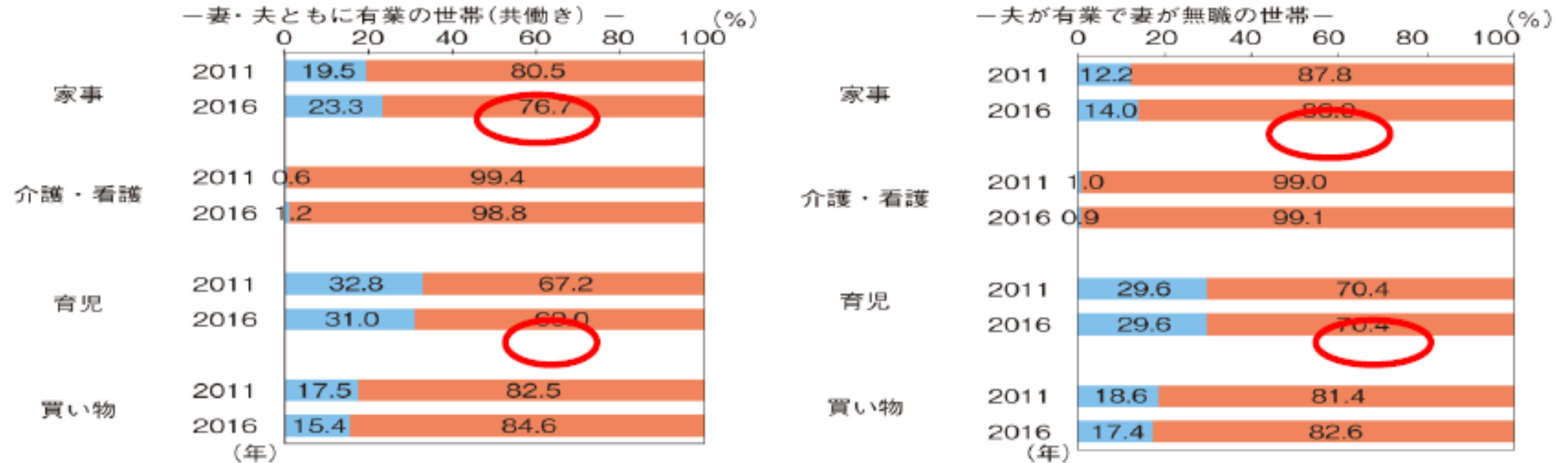
## ○ 6歳未満児を持つ夫の家事関連時間(総平均時間と行動者平均時間)



■ 総平均時間    ■ 行動者平均時間

※総務省「社会生活基本調査」(平成28年)より作成。  
 ※数値は「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの家事関連の総平均時間と行動者平均時間(週全体平均)。  
 ※総平均時間・・・該当する種類の行動をしなかった人を含む全員の平均時間  
 ※行動者平均時間・・・該当する種類の行動をした人のみについての平均時間

### ○ 6歳未満児をもつ夫の家事関連の行動者率



■ 行動者率    ■ 非行動者率

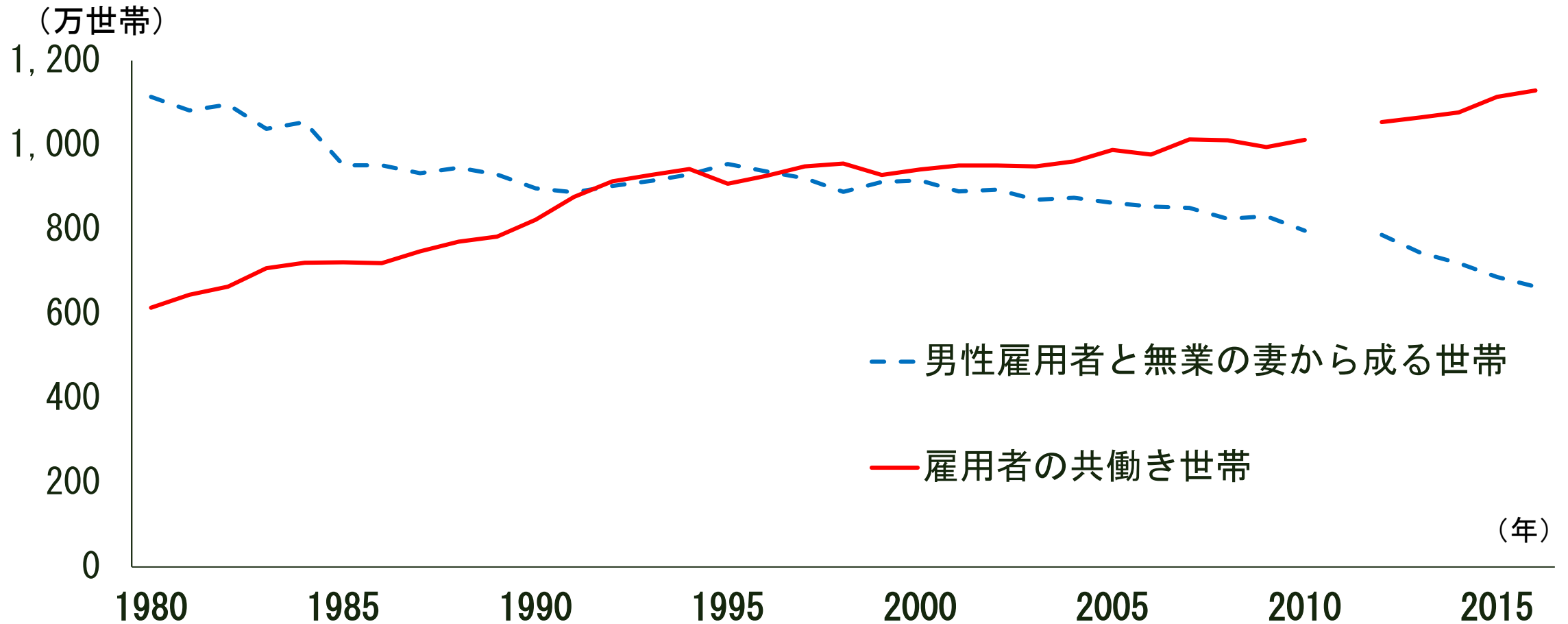
※総務省「社会生活基本調査」より作成。  
 ※数値は「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの家事関連の行動者率(週全体)。  
 ※行動者率.....該当する種類の行動をした人の割合(%)  
 ※非行動者率.....100%-行動者率で算出している。

## Ⅱ 妻の就業と夫の育児関与 ーポイントー

- ① 妻の就業の有無にかかわらず、男性の育児休業取得割合は低いですが、育児休業を取得した場合でも、妻が非就業（専業主婦）の場合は短期間（5日未満）の割合が高い。
- ② 妻が就業しているほど、6歳未満の末子と1日3時間以上過ごす男性の割合は高くなる。特に妻がフルタイム就業の場合は、6歳未満の末子の身の回りの世話を週5日以上する割合も高い。

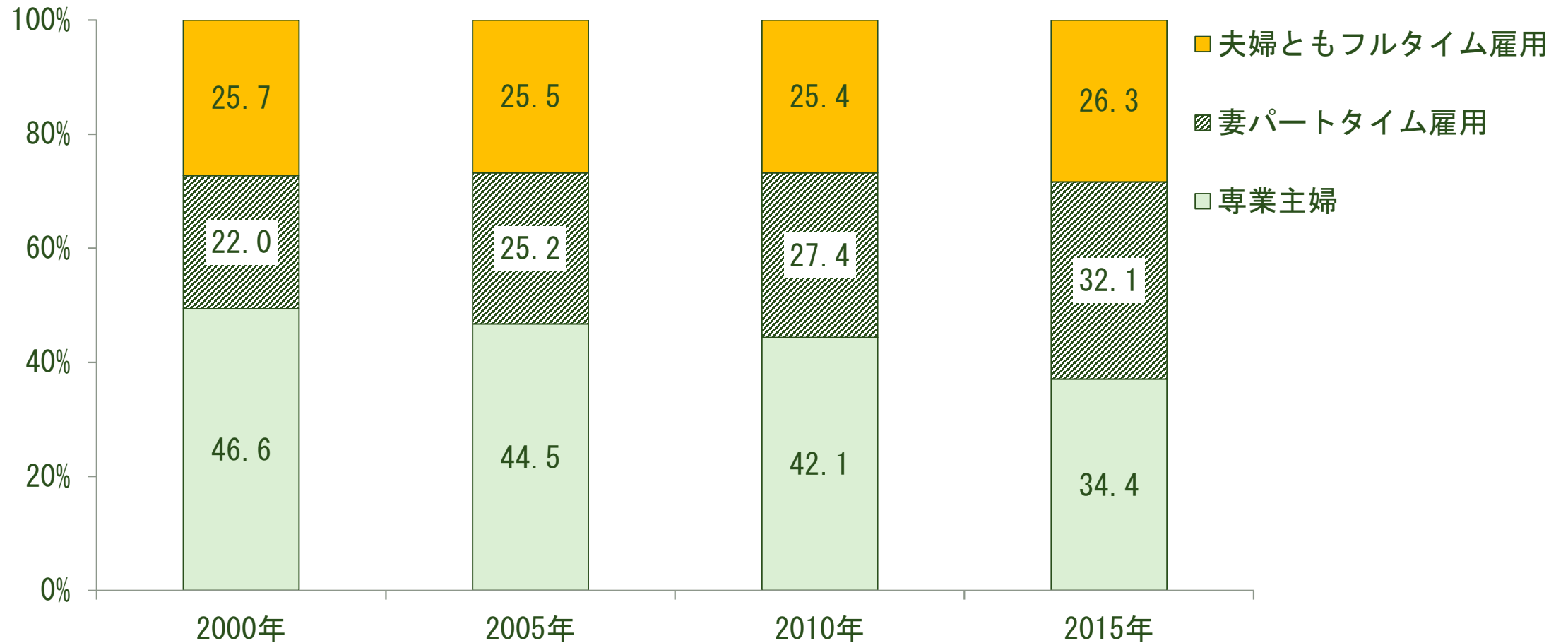


# 共働き等世帯数の推移



資料出所) 「労働力調査 (年平均)」 (総務省)  
内閣府『平成29年版男女共同参画白書』から引用

# 夫婦の就業形態割合の推移



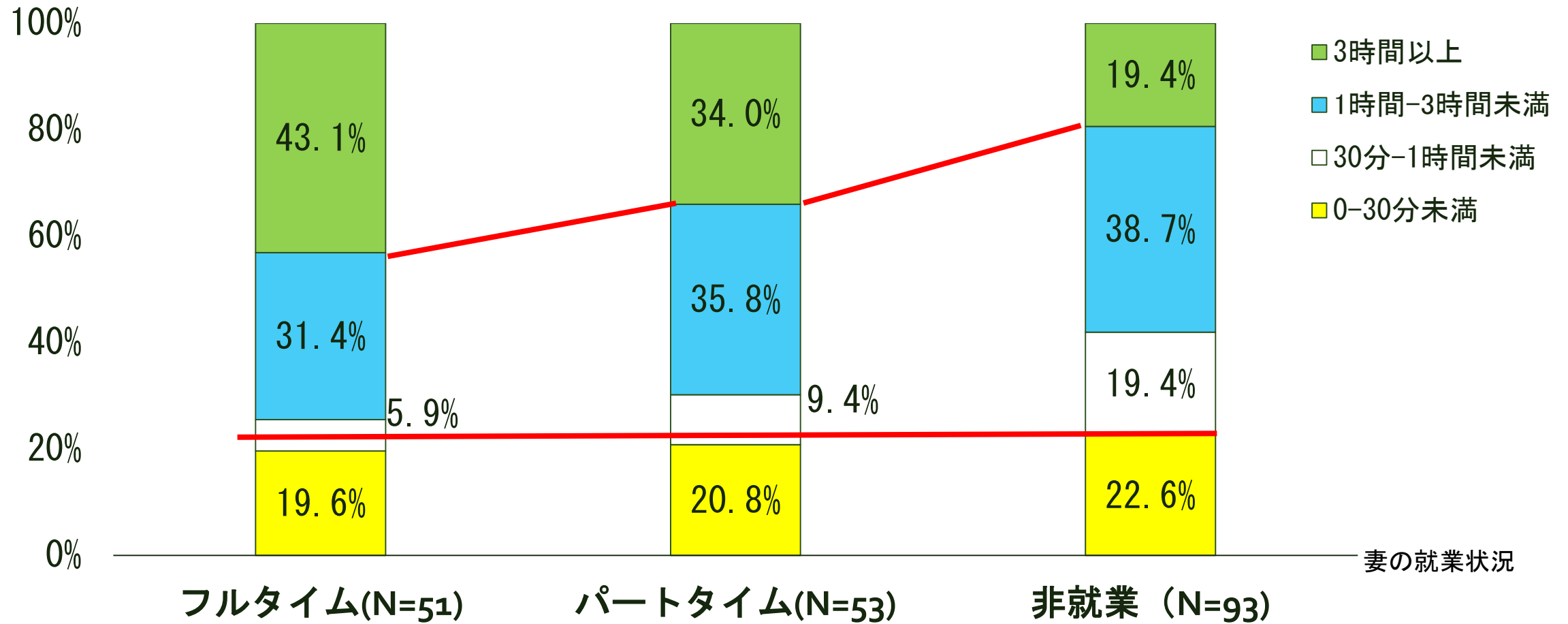
資料出所) 「労働力調査 (年平均)」 (総務省) 渋谷 (2016) を元に作成

# 第1子出生時の配偶者の就業状況別 男性の育児休業取得期間

		育児取得期間				N
		取得していない	5日未満	5日から1か月未満	1か月以上	
第1子出生時の配偶者の就業状況	フルタイム	94.0%	2.5%	1.0%	2.5%	201
	パートタイム	93.5%	2.2%	2.2%	2.2%	46
	非就業	93.6%	5.0%	1.1%	0.4%	465

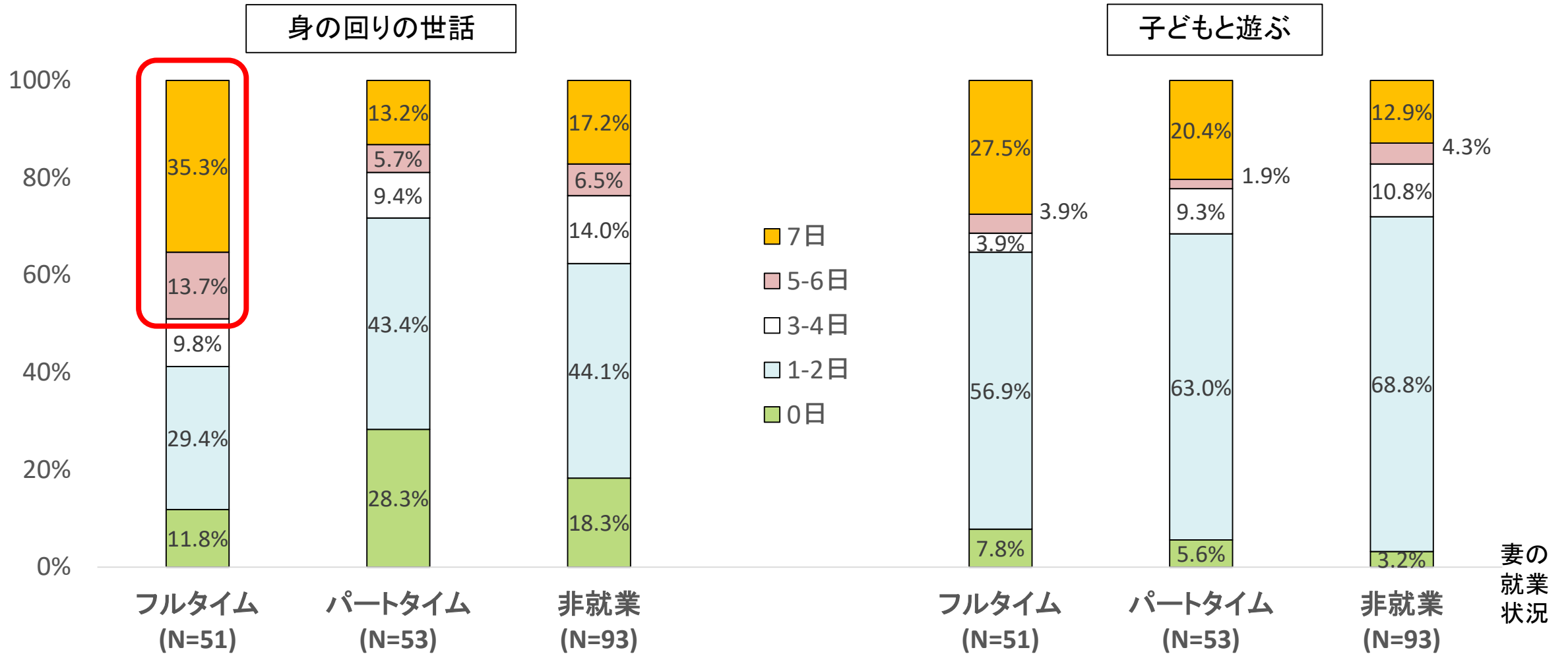
資料出所)労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)  
労働政策研究報告書No.192『育児・介護と職業キャリア』(2017)を元に作成

# 現在の妻の就業状況別 一日に末子と過ごす時間（平日）



資料出所) 労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)  
 分析対象: 6歳未満の子と同居する正規雇用男性

# 現在の妻の就業状況別 一週間の末子育児頻度



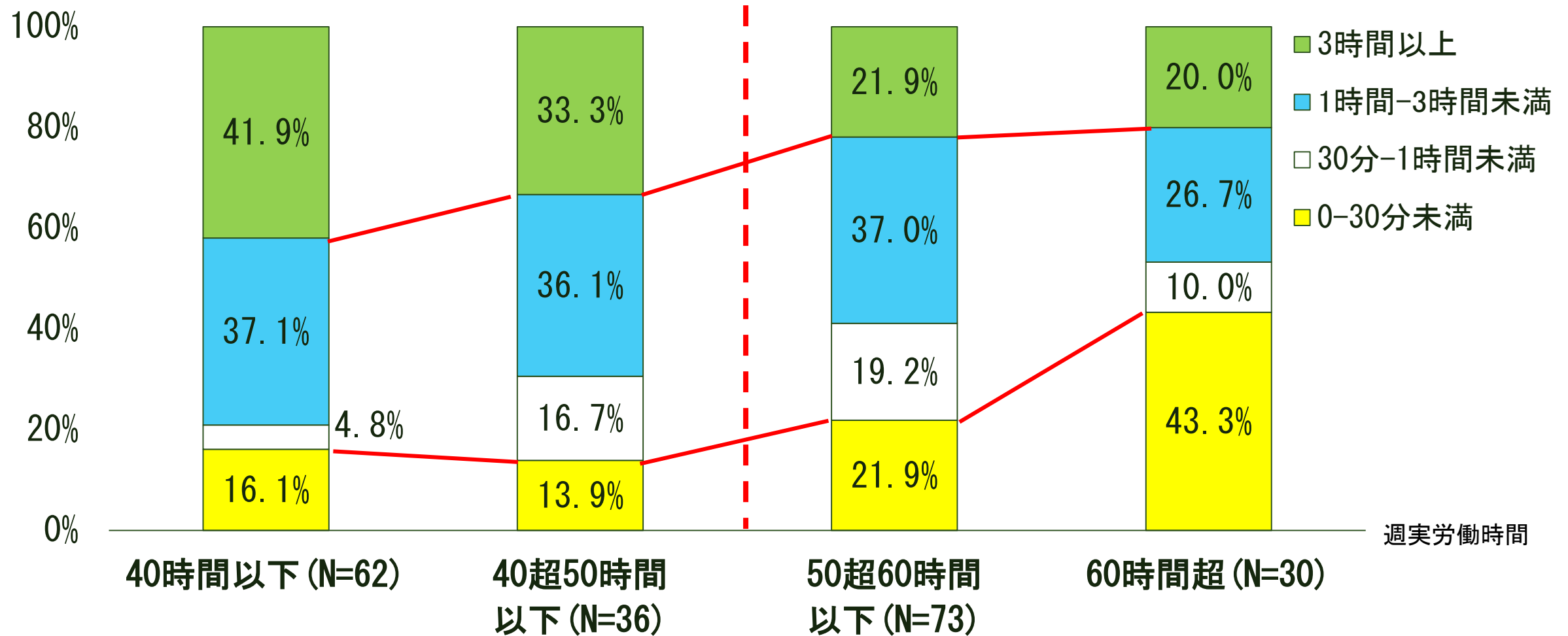
資料出所) 労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)  
 分析対象: 6歳未満の子と同居する正規雇用男性

# Ⅲ 男性の働き方と育児役割

## ーポイントー

- ① 労働時間が長いほど6歳未満の末子と過ごす時間は短く、残業は週2日以内（定時退勤週3日）が望ましいといえる。残業日数が少ない男性は子どもと遊ぶ頻度が相対的に高い。
- ② 職場の男女の職域に違いがない男性は、6歳未満の末子の身の回りの世話を週5日以上する割合が相対的に高い。
- ③ 夫婦共稼ぎを支持する意識がある男性は、6歳未満の末子の身の回りの世話を週3日以上する割合が相対的に高い。

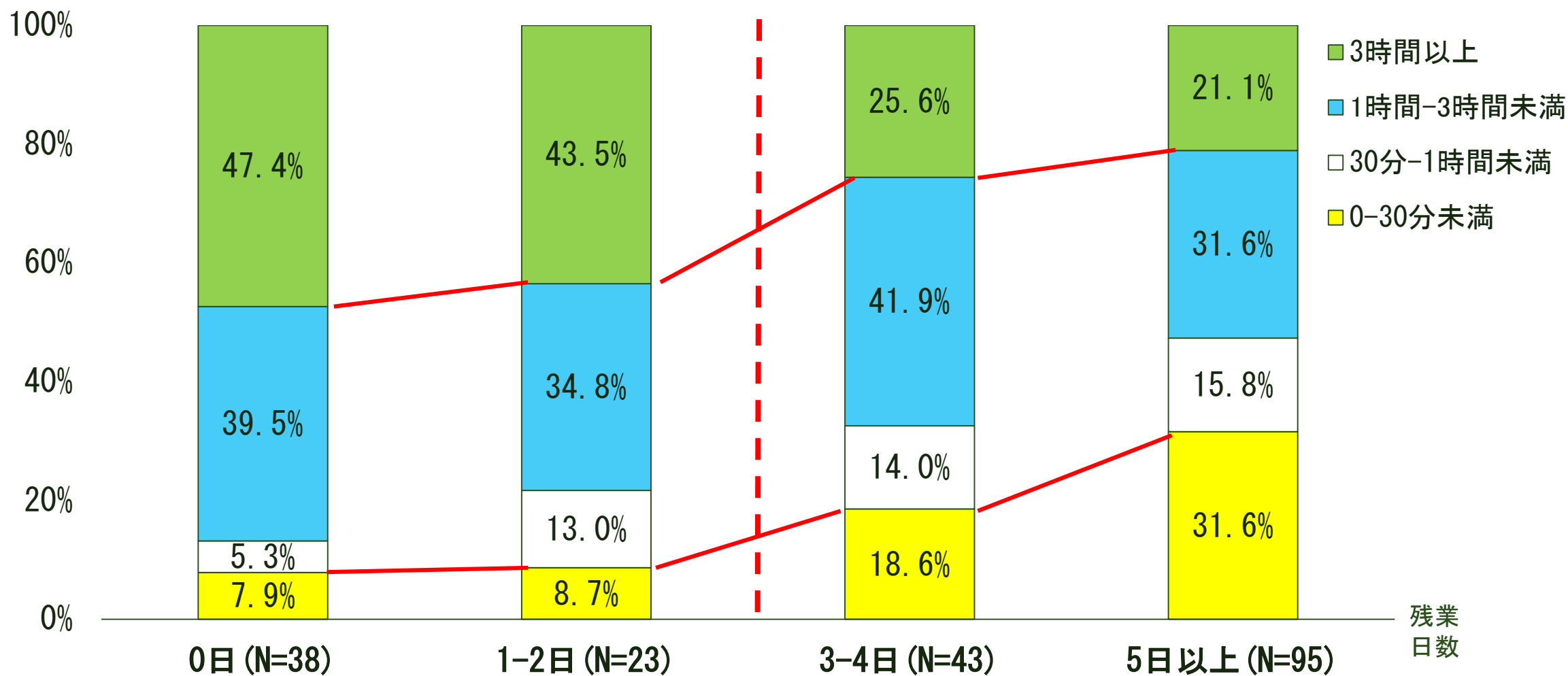
# 本人の週実労働時間別 一日に末子と過ごす時間（平日）



資料出所) 労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)  
 分析対象: 6歳未満の子と同居する正規雇用男性

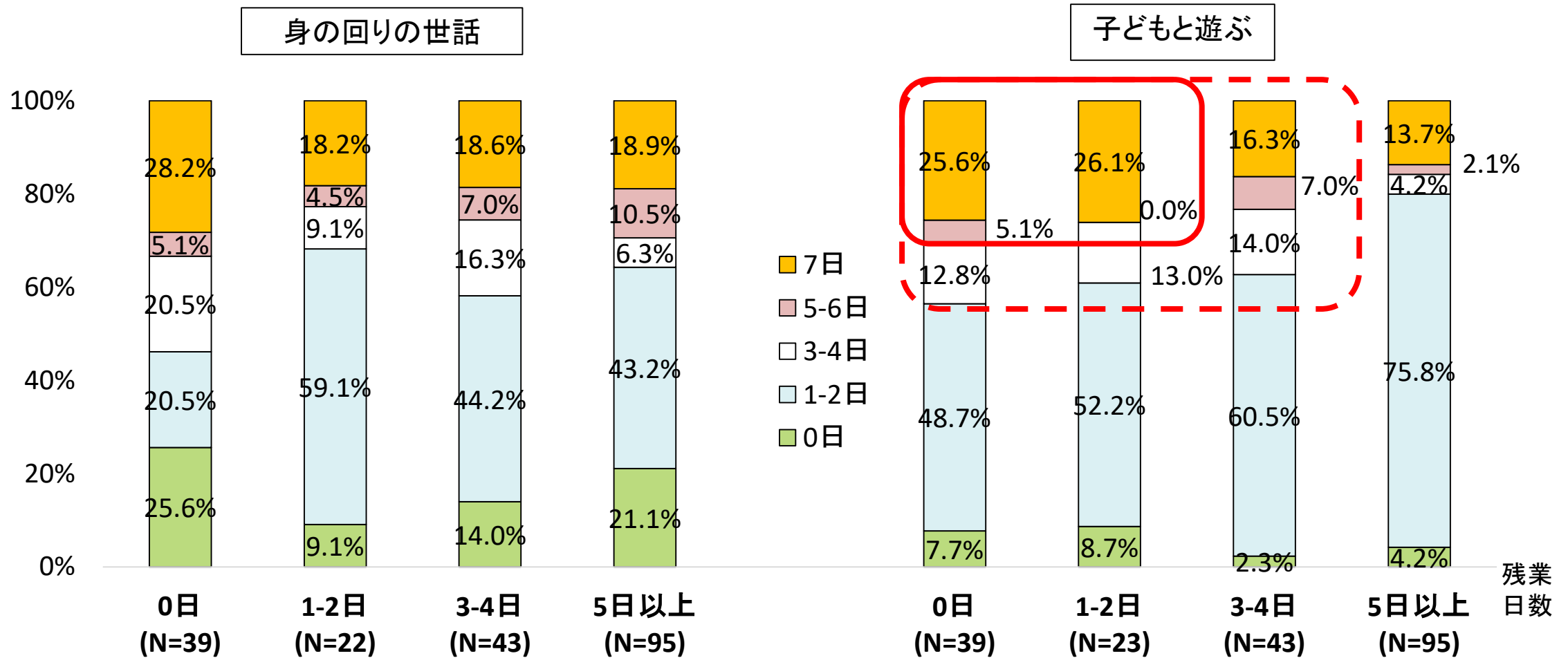


# 本人の週残業日数別 一日に末子と過ごす時間（平日）



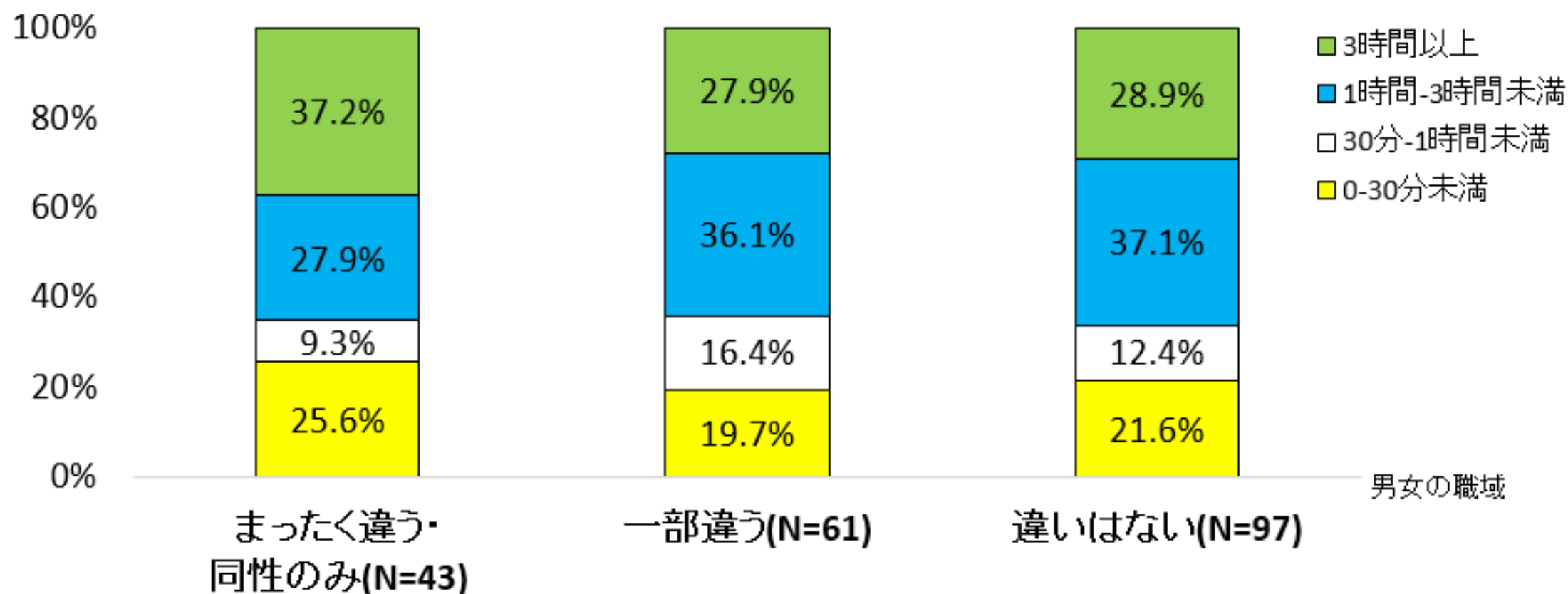
資料出所) 労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)  
 分析対象: 6歳未満の子と同居する正規雇用男性

# 本人の週残業日数別 一週間の末子育児頻度



資料出所) 労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)  
 分析対象: 6歳未満の子と同居する正規雇用男性

## 男女の職域別 一日に末子と過ごす時間（平日）

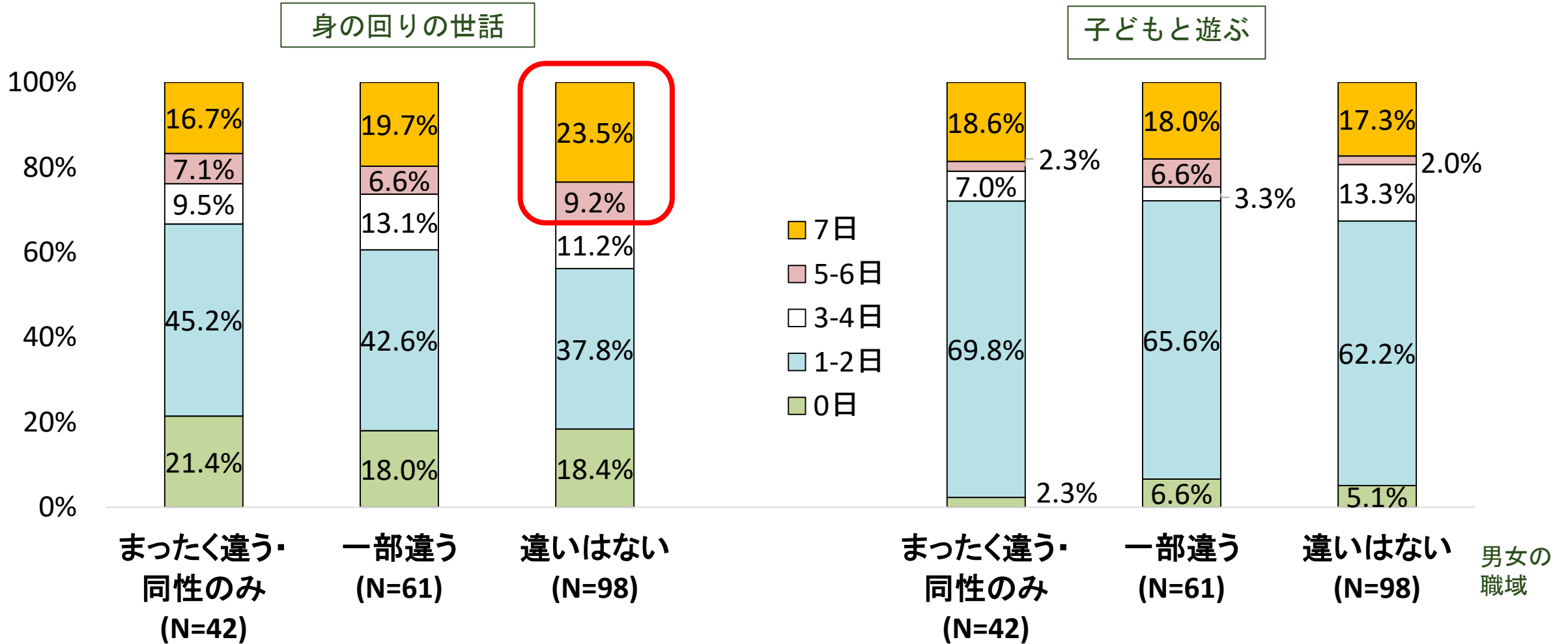


質問文：現在の勤務先では男女によって担当する職務に違いはありますか。  
職務によって異なる場合は、あなたの担当職務についてお答えください。

資料出所) 労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)

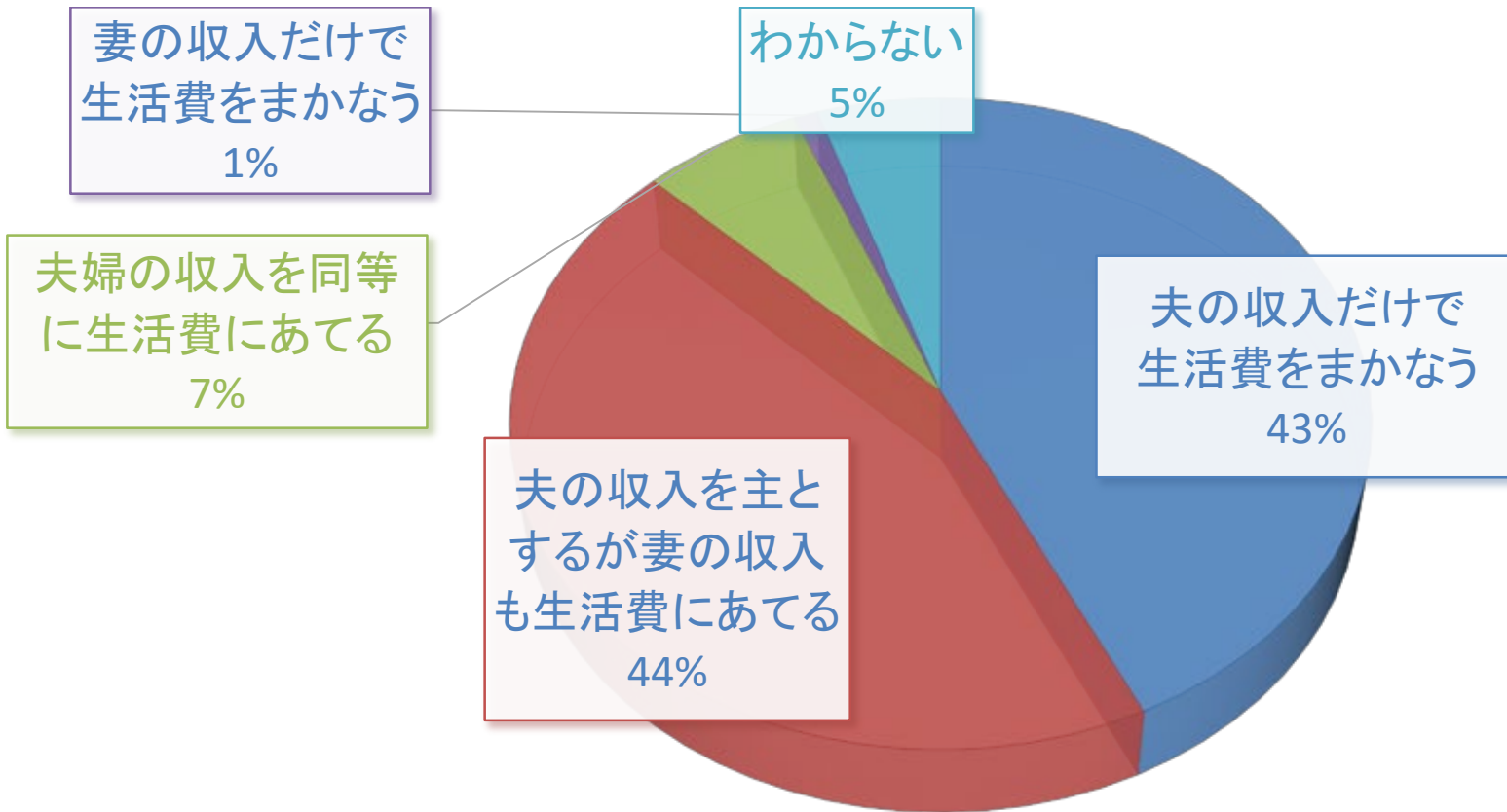
分析対象：6歳未満の子と同居する正規雇用男性

# 男女の職域別 一週間の末子育児頻度



資料出所) 労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)  
 分析対象: 6歳未満の子と同居する正規雇用男性

# 理想的な夫婦の経済的役割



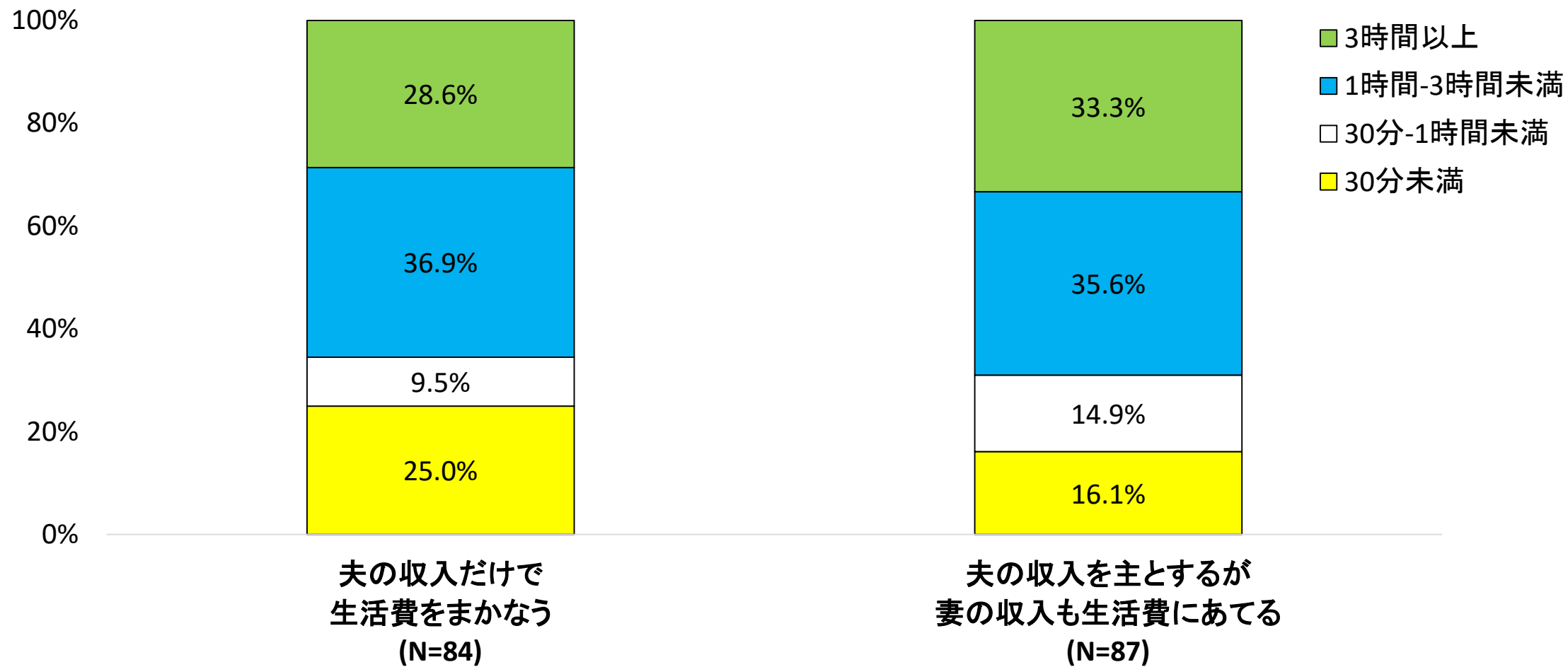
質問文：あなたが理想とする夫婦の経済的な役割分担は次のどれに近いですか。

資料出所) 労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)

分析対象：6歳未満の子と同居する正規雇用男性

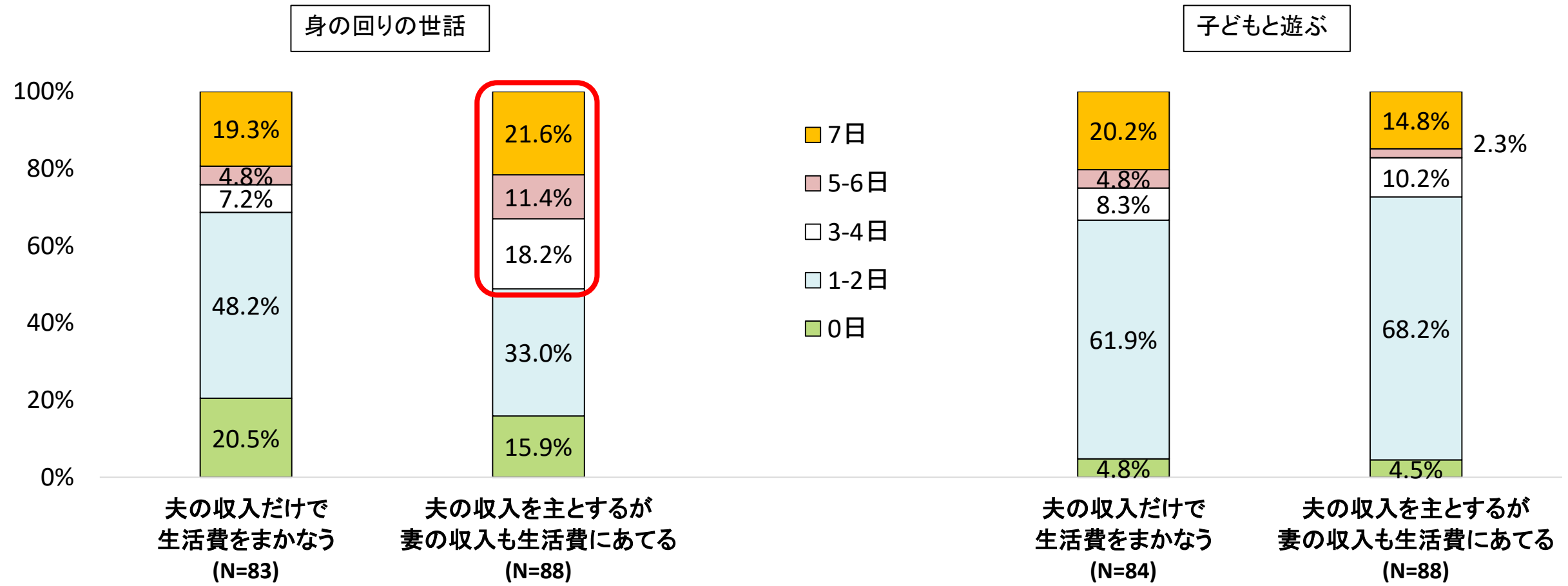
# 経済的役割意識別

# 一日に末子と過ごす時間（平日）



資料出所) 労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)  
分析対象: 6歳未満の子と同居する正規雇用男性

# 経済的役割意識別 末子育児頻度（平日）



資料出所) 労働政策研究・研修機構「職業キャリアと生活に関する調査」(2015年)  
 分析対象: 6歳未満の子と同居する正規雇用男性



# まとめ

- ① 女性がキャリアを継続し、仕事で活躍するために男性の働き方を見直すことは重要。
- ② 男性が平日に子どもと過ごす時間を持てるよう、労働時間については総残業時間抑制とともに残業日数を週2日以内（定時退勤3日以上）にすることが望ましい。
- ③ 男性がより深く育児に関わるためには、男女の職域や男性稼ぎ手役割など、仕事についても男女の役割を見直すことが重要。

# 文献

厚生労働省（2018）『仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会  
報告書』 <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000200971.pdf>

労働政策研究・研修機構（2017）『育児・介護と職業キャリア  
—女性活躍と男性の家庭生活』労働政策研究報告書No. 192.  
<http://www.jil.go.jp/institute/reports/2017/0192.html>

労働政策研究・研修機構（2017）『企業の人材活用と男女の  
キャリア』調査シリーズNo. 169.  
<http://www.jil.go.jp/institute/research/2017/169.html>

※いずれも全文をウェブサイトからダウンロードできる。

## (参考) 「職業キャリアと生活に関する調査」概要

- 調査対象：全国30～54歳の男女6000人と  
その配偶者（2015年4月1日現在）
- 調査法：層化2段無作為抽出法、留置法
- 調査実施：2015年8月～10月
- 回収率：本人票2660件、配偶者票1398件  
(本人票回収率44.3%)